

第 158 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 7 年 8 月 1 日（金）

14：55～16：54

場所：宮崎県庁 本館講堂

午後 2 時 55 分開会

○事務局 定刻より少し早いのですが、皆様お越しいただいておりますので、ただいまから第 158 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、県土整備部都市計画課課長補佐の吉村と申します。よろしくお願いします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち 15 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、審議会の開催に当たり、県土整備部長の桑畑が御挨拶を申し上げます。

○桑畑県土整備部長 皆さん、こんにちは。今日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、また大変暑い中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から都市計画をはじめ、県政全般にわたりまして御支援、御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年、本県では、日向灘を震源とします地震や、台風第 10 号に伴う竜巻や大雨による被害が発生しており、また全国各地でも自然災害が頻発しております。改めて防災・減災に配慮した都市構造の強化や計画的な土地利用など、災害に強いまちづくりの重要性を強く感じているところです。また、予想を超える人口減少が進む中、県としましては、市町が行う立地適正化計画を支援するなど、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをさらに進めてまいります。

昨年度から都市計画区域マスタープランの改定に着手しておりますが、こうした課題を市町をはじめ関係機関とも議論を深めてまいりたいと考えております。今後も、中長期的視点に立ち、都市の将来像を明確にするとともに、本県が目指す都市づくりの実現に向けて御審議いただく予定としておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

本日は、都市計画区域マスタープランの改定について御審議いただくこととしております。委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。桑畑部長は所用のためにここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の第158回宮崎県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

まず、1号委員の皆様でございます。

宮崎大学名誉教授、出口近士委員でございます。

宮崎県商工会議所女性会連合会会長、前田省子委員でございます。

宮崎大学教授、入江光輝委員でございます。

建築士、森迫麻紀子委員でございます。

弁護士、宮川香代子委員でございます。

みやざき農業委員会女性ネットワーク会長、後藤ミホ委員でございます。

宮崎大学教授、平田令子委員でございます。

次に、2号委員の皆様でございます。

県議会議員、内田理佐委員でございます。

同じく、山内いっとく委員でございます。

同じく、山口俊樹委員でございます。

同じく、松本哲也委員でございます。

次に、3号委員でございます。

宮崎県市長会会長、池田宜永委員でございますが、本日は所用のため御欠席です。

次に、4号委員でございます。

宮崎県町村議会議長会会長、坂本弘明委員でございます。

次に、5号委員の皆様でございます。

国土交通省九州地方整備局長、垣下禎裕委員でございます。本日は、代理で宮崎河川国道事務所長、大嶋一範様に御出席いただいております。

農林水産省九州農政局長、緒方和之委員でございます。本日は、代理で九州農政局農村振興部農村計画課長、渡邊大伸様に御出席いただいております。

宮崎県警察本部長、平居秀一委員でございます。本日は、代理で宮崎県警察本部交通部参事官、佐藤勝重様に御出席いただいております。

最後に、専門委員でございますが、専門委員には、都市計画区域マスタープランの改定についての調査検討をお願いしており、本日、審議会への報告事項がございますので、委員長の宮崎大学准教授、嶋本寛様に御出席いただきますが、所用により30分ほど遅れて出席予定となります。

委員の皆様の御紹介は以上となります。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、会議次第、委員名簿、配席図でございます。次に、資料1といたしまして、「都市計画区域マスタープランの改定素案について」と書かれたもの、資料2といたしまして、「都市計画区域マスタープラン新旧比較対照表」と書かれたもの、最後に、参考資料といたしまして、関係資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。お手元に不足の資料はございませんでしょうか。

なお、青色のドッチファイルと黄色のファイルは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入っていただきます前に、委員の皆様方にお諮りすることがございます。今回は1号委員の改選後、初の審議会でありますので、新たに本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。

お手元の黄色のファイルの3ページを御覧ください。

宮崎県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりますと、学識経験者であります1号委員の中から会長を選任することとなっております。また、選出に当たりましては、条例の規定により、委員の互選により決めていただくこととなっております。

それでは、早速ではございますが、ただいまから会長の選出を行いたいと思いますが、まず、皆様方に会長の選出の方法をお諮りしたいと思います。何か御意見はございませんでしょうか。

御意見がないようですので、事務局から選出方法の御提案ですが、皆様方から会長候補を御推挙していただきまして、その上でお諮りし、御賛同をいただけますならば、その方を会長として選出していただきたく、このような方法で進めさせていただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように行いたいと思います。

それでは、皆様に会長候補の御推挙をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○A委員 都市計画の御専門であります出口委員に、引き続き会長をお願いしたいと思います。

○事務局 ただいまA委員から、出口委員に会長をお願いしてはどうかということで御発

言がありましたが、出口委員を会長に選出することにつきまして、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございました。それでは、出口委員を本審議会の会長に決定させていただきます。

皆様の御協力によりまして会長の選出が無事終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 皆さん、こんにちは。引き続き会長を仰せつかって進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一昨日は津波の注意報が出まして、宮崎も大変な混乱があったと思います。先ほど桑畑部長からお話がありましたように、「防災・減災」というのが都市計画の中でも大きなキーとなっております。その中で、私自身も昭和生まれですけれども、昭和 100 年、それから戦後になって 80 年。今まで都市計画は、拡張といいますか、大きく地域も広がり充実しながら、この 80 年、100 年が過ぎてきましたが、先ほどもお話があったように、人口が減っている中で、安心して住み、活力ある経済活動をして、レクリエーション等文化活動を行うという、都市計画の基本をもう一度見直す時期になっているのではないかと思います。今日議論のあります都市計画区域マスタープランは、宮崎県下のそれぞれの都市計画区域の長期、20 年等を見据えた計画になります。そういう意味では、この議論をしていただいて、計画を立て、それを実行していくプロセスが大事になってくるとと思いますので、皆様のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○出口会長 では、議事に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その前に、今日の議事録署名を行う委員として、後藤委員と松本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、本日の議事について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井でございます。本日の議事について御説明をさせていただきます。

お手元にあります会議次第を御覧ください。

まず、本日の議事でございますが、報告事項としまして、専門委員会より、「都市計画区域マスタープランの改定について」の御報告がございます。

進め方としましては、まず、前半として都市計画区域マスタープランの概要、これまでの審議内容や検討事項、改定素案についての御説明をさせていただき、一旦質疑等の時間を取らせていただいた後、後半の区域区分の設定方針について御説明し、御意見をいただきたいと考えております。前半の御説明に40分ほど予定しておりますので、切りのよいところで5分ほど休憩時間を取る予定としております。

本日は、御審議をよろしくお願いいたします。

○出口会長 ありがとうございます。今、事務局から説明がありました次第で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。報告事項の「都市計画区域マスタープランの改定について」、説明を事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の浅尾です。都市計画区域マスタープランの改定について、お配りしておりますお手元の資料1に沿って御説明してまいります。

本日の審議会では、1、都市計画区域マスタープランの概要、2、今回の調査検討事項について、3、都市計画区域マスタープランの改定素案について御説明した後、一旦質疑等の時間を取らせていただきます。その後、4、区域区分（線引き制度）の設定方針について御説明し、改定素案に対し、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

それでは、まず、都市計画区域マスタープランの概要について、前回の振り返りも兼ねて御説明します。

都市計画区域マスタープラン、いわゆる区域マスは、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第6条の2に基づき県が定める計画です。

区域マスは、国、県の策定する上位計画であります国土計画、宮崎県総合計画等の内容に適合するように定めます。記載する主な内容は、「都市計画の目標」、「区域区分の有無と

定める際の方針」、「主要な都市計画の決定方針」となっております。この区域マスに基づき、市町はそれぞれの都市計画マスタープランを作成します。県や市町が策定するマスタープランに即した内容で、用途地域などの土地利用や、道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めることとされていますので、これらのマスタープランは定期的に見直しをする必要があります。

次に、区域マスの役割について御説明します。

区域マスは、都市計画区域が複数市町にまたがる場合、合併した市町村が複数の都市計画区域を含む場合、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外との関係を広域的に調整する役割を持ちます。広域的な交通や各種施設の配置、河川流域における水災害等への対応など、都市計画に関する方針を全県的な視点から調整していく計画であります。広域調整を行う区域マスの策定手法として、県では、複数の都市計画区域で一体の区域マスを策定する手法を取っています。

次に、広域的な調整のため、区域マスは、赤線で示しております宮崎県内にある 18 の都市計画区域を、日常生活などで一体性のある圏域として、右の地図で色分けされている 6 つの圏域を設定しております。委員の皆様にお配りしておりますお手元の青のドッチファイルが現在の区域マスタープランで、それぞれ圏域ごとに 6 冊作成しております。

区域マスの記載内容です。区域マスは、第 1 章から第 4 章までで構成されております。第 1 章では、「基本的事項」として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について。第 2 章では、「都市計画の目標」として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、圏域ごとの都市活動の拠点について。第 3 章では、「区域区分の決定の有無及び定める際の方針」として、区域区分のありなしの判断、判断理由。また、区域区分ありの場合に必要な市街地の規模について。第 4 章では、「主要な都市計画の決定方針」として、県や市町が個別の都市計画を決定する際の方針、また、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載しております。

次に、区域マスと市町マスの関係性について御説明します。

上の表を御覧ください。左側に記載のとおり、区域マスは、都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分等の都市計画の基本的な方針を定めるものです。その記載内容は、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、根幹的な都市計画に関する事項となります。一方、右側に記載しております市町マスは、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、市町の定める都市計画

の方針を定めるものであります。その記載内容は、市町内においておおむね完結する地域に密着した都市計画に関する事項となります。このため、区域マスは、都市計画に関する制度活用、施策の方針について、県全体を踏まえた圏域ごとの大枠の方針を記載することになります。

今回の主な改定する項目を御説明します。

赤字で示しております第3章の区域区分の有無、また市街地の規模、第4章の優先的に整備する都市施設について、このほか、前回改定以降の都市計画施策の動向に対応した改定を行います。

次に、今回の調査検討事項について御説明します。

今回の調査検討事項を御説明する前に、改定スケジュールについて簡単に御説明します。区域マスは、令和8年度初旬の改定・公表を目指しております。昨年度の2月及び今年度の7月に、当審議会下部組織となる専門委員会において、都市計画区域マスタープランの改定について議論いたしました。専門委員会は、改定内容に鑑み、スライド下のほうに示しております、都市計画、環境、法律、農業、建築、地域経済、防災の7つの専門分野の委員の皆様から構成されております。

本日の都市計画審議会においては、7月の専門委員会において議論しました都市計画区域マスタープランの素案の概要、及びこれまでに専門委員の皆様からいただいた御意見について、事務局の考え方をお示しします。その後開催される専門委員会、国との協議を経て出た御意見等を反映した改定原案の御報告については、12月頃を予定しております。その後、3月に諮問する予定です。

ここで、2月に行われました第4回専門委員会の内容について御説明します。

第4回専門委員会では、今後の調査検討に向けた情報提供として、都市計画基礎調査の結果に基づく宮崎県の現状、例えば人口や土地利用、経済や新築動向に関する事項を説明し、都市計画区域マスタープランに関連する都市施策の状況や動向、都市計画区域マスタープランの改定の方針について御説明させていただきました。

改定の方針のうち、委員の皆様からは、都市緑地法の改正に関して、「緑地公園の全てにおいて保全するということを強調するのではなく、適材適所で気候変動に対応した緑地保全の正しい在り方を示してほしい」という御意見や、事前復興まちづくりに関して、「地域の支えになっている沿岸部の大きな産業について、被災後はどのように担保していく考えなのか」との御意見をいただいたところです。

次に、7月の第5回専門委員会の内容について御説明します。

第5回専門委員会では、事務局で作成しました改定素案、区域区分の決定の有無及び定める際の方針についてお示ししまして、専門委員の皆様から、「防災道の駅など、道の駅の防災拠点としての機能が重要視されていることから、広域的な視点での道の駅の配置方針や整備方針を区域マスに位置づけることが望ましい」との御意見や、事前復興まちづくりについて、「宮崎県において想定される甚大な被害について、沿岸部の南海トラフ巨大地震や河川の氾濫だけではなく、新燃岳等の火山による被害も記載してほしい」といった御意見をいただいたところです。

ここからは、都市計画区域マスタープランの改定素案について御説明します。

ここでは、名称の修正などの軽微な変更を除く、全圏域に共通して関わる事項を主に抜粋して説明します。お配りしております資料2が都市計画区域マスタープランの新旧比較対照表になりますので、必要に応じて御参照ください。

まず、今回の改定に関して、改定素案に追加した新たな視点など、スライドに示しております都市緑地法の改正、流域治水に関する改正、事前復興まちづくり、第4回及び第5回専門委員会での御意見、以上5つの項目について、施策の概要とそれに対応した改定素案を御説明します。

まず、都市緑地法の改正に関してです。

近年の気候変動対応や生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、世界と比較して日本の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向にあることから、令和6年に都市緑地法が改正されました。本県においても、気候変動等の課題解決に向けて、緑地の質・量両面での確保が必要であると考えことから、都市緑地行政を一層推進するためのまちづくりの方針を追加することとしております。

都市緑地法に関する改定については、7か所において改定を考えております。第4章第1節から第4節が該当します。

各章各節の記載内容について御説明いたします。

まず、第4章第1節の各圏域における課題のうち、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針についてです。市街化区域、市街化調整区域及び非線引き区域の用途地域内外の土地利用における都市計画を定める際に、策定の段階から緑地の整備や保全について考慮することを明記します。赤の括弧書きに記載しておりますとおり、全圏域が対象です。黄

色の吹き出しは、代表として中部圏域の新旧比較対照表の該当ページをお示ししております。以降、同様の表現としております。

次に、第4章第2節の各圏域における都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針についてです。交通施設の交通体系の整備方針として、道路の整備に当たっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。交通施設と同様に、下水道及び河川の整備に当たっても、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。公園や緑地等については、国が定める「緑の基本方針」など、緑地保全等に関する基本方針や計画に基づき、整備・保全していくことを明記します。

また、第3節の各圏域における市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針についても、第2節と同様に、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを明記します。

ここで、都市緑地の市街地開発事業とはどのようなイメージか、参考に紹介させていただきます。スクリーンの方に御注目ください。

こちらは、専門委員の都城高専の中村先生より提供いただきました写真になります。令和元年に完成した熊本の中心市街地に位置する「サクラマチクマモト」は、バスターミナル、商業施設、ホテル等から成る大型複合商業施設です。建物前面の歩行者空間、段丘状の商業デッキ、屋上広場に緑が配置されております。屋上広場は、右下の写真のオレンジで囲っているのですが、熊本城が見えるように視点場が工夫されており、様々な年代の方がかつろげる空間となっております。

都市緑地法に関する改正についての説明は以上になります。

○事務局 計画担当の恩塚です。私からは流域治水に関する改正について御説明します。

流域治水とは、河川、下水道管理者等による治水対策に加えて、国、県、市町村や企業、住民といった河川流域に関わるあらゆる関係者が協働し、河川流域全体で水災害を軽減させる治水対策です。都市計画部局の協働では、災害リスク情報の活用、災害リスクの低いエリアへの誘導、災害リスクに対応した土地利用の検討などが挙げられます。国、県、市町村の施策や企業、住民の行う防災手段を適切に組み合わせることによって、ハード・ソフト両面から効果的・効率的な水災害対策を実現するものです。

スライドには流域治水対策のイメージ図を示しています。流域治水対策は、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、

早期復旧・復興のための対策の3つの柱で構成されており、このうちの②、③に都市計画部局が協働して進める対策について記載されています。これらの取組を継続するとともに、より一層多様な主体が連携して取り組むことで、災害に強い都市の形成を目指します。

この流域治水に関しては、近年の激甚化・頻発化する水災害に対応することを目的として、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるため、令和3年に「特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律」が整備され、特定都市河川浸水被害対策法や都市計画法などの流域治水に関する9つの法律が一体的に改正されました。

本県においても、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応が課題であることから、河川管理者等だけでなく、様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う流域治水において、より実効性を高め、強力に推進するためのまちづくりの方針を追加することとしております。

流域治水については、5か所において改定を考えています。第4章第2節、第5節が該当します。

改定箇所について御説明する前に、まちづくりに関する流域治水の取組事項について詳細に御説明します。

1つ目に、「特定都市河川」の指定についてです。特定都市河川とは、都市部を流れる一級河川及び二級河川において、その流域で著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、浸水被害防止が市街化の進展や河川周辺の地形等の条件により困難な箇所について、区間を限って国土交通大臣または都道府県知事が指定を行うものです。この特定都市河川に指定されると、流域水害対策計画を策定し、雨水貯留浸透施設の整備や保全調整池の指定など、様々な事項が可能となります。まちづくりや土地利用に関連する事項では、図にオレンジ色で示します「浸水被害防止区域」及び「貯留機能保全区域」の指定が可能となります。

スライド左側の図面は、特定都市河川における各種区域のイメージ図になります。図面赤線で示します浸水被害防止区域とは、浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認することで、危険な区域の土地利用を規制する区域、いわゆる災害レッドゾーンの一つで、都道府県知事が指定します。この浸水被害防止区域に指定されると、自己住居用の住宅以外の開発行為は原則禁止となり、住宅や要配慮者施設の建築の際には事前の許可が必要となります。また、区域内から安全な区域への移転に関する各種支援制度が活用可能となります。

す。

次に、図面紫線で示します貯留機能保全区域は、氾濫をできるだけ防ぐため、川沿いの保水・遊水機能を有する土地を確保し、流域における雨水貯留対策を強化する区域で、こちらも都道府県知事が指定します。この貯留機能保全区域に指定されると、その土地において貯留機能を阻害するような盛土等の行為を行う際には、届出を義務づけたり、固定資産税などの免税制度による所有者の負担軽減を行うことが可能となります。

これらの2つの区域は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定される区域で、特定都市河川に指定された河川において区域の指定が可能となります。

一方で、図面黄色線で示します洪水浸水想定区域は、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、特定都市河川の指定の有無にかかわらず、洪水予報河川や水位周知河川などの水害リスクが高い河川において、水防法に基づき指定がなされます。この洪水浸水想定区域のうち、洪水等の発生時に生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域が、災害イエローゾーンの一つとなります。

2つ目に、「一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定」です。一団地の都市安全確保拠点施設とは、溢水や津波等の災害発生のおそれが著しい地域において災害が発生した場合に、居住者や来訪者または滞在者が避難して一定期間滞在できるようにすることによって、居住者等の安全を確保する拠点となる施設で、病院やスーパー等の特定公益的施設と、関連して必要となる道路や公園等の公共施設とで構成されます。都市施設として都市計画に位置づけ、一体の施設として計画的に整備することで、市街地の安全性の強化につながります。

3つ目に、地区計画による浸水対策の推進です。地区計画において、地区施設として避難路や避難施設、雨水貯留浸透施設を定めたり、居室の床面の高さの最低限度や敷地の地盤面の高さの最低限度を地区単位でルール化することが可能です。このような事項を地区整備計画に定め整備することで、浸水対策につながります。

以上3点に関して、今回の区域マス改定では追記します。

各章各節の記載内容について御説明します。

まず、第4章第2節の都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針についてです。流域治水の取組をより一層推進するため、4. その他都市施設の基本方針に、一団地の都市安全確保拠点施設の位置づけや整備方針について明記します。また、施設の配置方針についても同様に、一団地の都市安全確保拠点施設の位置づけ等について明記します。

次に、第4章第5節の防災都市づくりに関する方針についてです。基本方針に、減災対策の具体的な都市計画関連制度の例について明記します。

そして、豪雨・土砂災害に関する基本方針において、流域治水に関する取組の具体的な例として、特定都市河川の指定について追記します。

同様に、第4章第5節の防災都市づくりに関する方針の2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針に、水災害時の避難・滞在の拠点施設の都市計画への位置づけや一体的な整備推進について明記します。

区域マスは、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものですが、流域治水の取組自体は、都市計画区域内外関係なく関係者が協働して治水対策を行います。都市計画部局としても、都市計画区域外の取組と連携しながらまちづくりを行ってまいります。

流域治水に関する改正についての説明は以上となります。

○事務局 計画担当の黒木です。私から事前復興まちづくりに関して御説明させていただきます。

東日本大震災や能登半島地震など、これまでの大規模災害の状況を見ると、復興まちづくりのノウハウ不足や不十分な体制による復興業務の着手遅れ、被害に遭われて避難生活を送る住民との合意形成に時間を要し、復興が長期間にわたるという傾向がありました。事前復興まちづくりとは、被災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、事前の備えをすることです。

市街地の復旧・復興は、被災した地域の様々な社会基盤となるため、主に市街地の復興を対象として事前の備えに取り組みます。取組の内容として、下の表にあるとおり、復興体制や手順の事前検討、土地や建物等の基礎データの事前整理などに取り組む事前復興まちづくり計画があります。

本県においても、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫等による甚大な被害が想定されており、復興への事前準備として、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組を促進するため、記載する内容を追加します。

事前復興まちづくりについては、1か所の改定を考えています。第4章第5節が該当します。また、巻末に国の事前復興まちづくりガイドラインを踏まえた考え方の追加を行います。

次に、改定1か所の記載内容について御説明します。

第4章第5節の防災都市づくりに関する方針について、基本方針に、事前復興まちづくり計画の検討を進めることについて明記します。

次に、マスタープランの巻末に追加する資料について御説明します。

これは、事前復興まちづくり計画の作成を促進するために追加する内容となります。背景としまして、本県においても、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、霧島山系による火山災害等の甚大な被害が想定されます。これまでの大規模災害後の状況から、復興に相当の期間を要している状況が見受けられるだけでなく、大災害によって、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、さらに、南海トラフ巨大地震の被害範囲は広範囲に及ぶと想定されているため、国からの十分な支援が期待できないなど、復興への取組環境が厳しくなるおそれもあります。

次に、背景の続きになりますが、宮崎県の特徴として、沿岸部に人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点をも有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけではなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するために、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組を促進していきます。

次に、事前復興まちづくり計画に記載する内容として、国の事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを参考に、下の表で示す、①被害想定やまちの課題、②復興まちづくりの目標・実施方針、③目標の実現に向けた課題、④課題解決のための対応策を基本的な4項目として記載します。

県としては、今後起こり得る災害への事前の備えとなる市町の事前復興まちづくり計画への取組を促進するため、区域マスタープランにこれらの記載を追加します。

事前復興まちづくりについては、以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。

ただいままで説明をいただきましたが、5分程度休憩を入れてよろしいでしょうか。このまま長くなると全部のことが読みにくくなるかと思います。

では、3時50分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午後3時42分休憩

午後3時48分再開

○出口会長 では、大体3時50分になりましたので、審議を再開したいと思います。

事務局のほうから説明の続きをよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、第4回の専門委員会でいただいた御意見について、現行区域マスをを用いてその方針等を御説明します。

いただきました御意見は、気候変動に伴う緑地の保全の在り方、事前復興まちづくりにおける産業の観点に関する方針についてです。該当箇所としましては、第4章第2節、第5節、巻末資料となります。

まず、第4章第2節の都市緑地法の改正に伴う方針の見直しについてです。「緑地公園の全てにおいて保全するという、ただ守るということだけを強調するのではなく、適材適所で気候変動に伴う緑地保全の正しい在り方について記載してほしい」との御意見をいただきました。

この御意見に対しては、主要な都市計画の決定方針に、公園や緑地の有する気候変動対策における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に、公園や緑地の適切な在り方を総合的に検討していくことを明記し、反映させております。

次に、事前復興まちづくりにおける産業の観点についてです。「地域の支えになっている沿岸部の大きな産業について、被災後どのように担保していく考えなのか明記してほしい」という御意見に対しまして、2か所を改定・追加いたしました。

まず、第4章第5節の主要な都市計画の決定方針として、防災都市づくりに関する土地利用についての考え方を整理していくことを明記します。ここでいう土地利用の考え方とは、災害リスクの高い土地における開発抑制や、災害リスクの低い土地を有効に活用していくという考えを意味しております。

また、巻末追加資料の事前復興まちづくりにおける産業の観点についても、地域経済の中核を担っている重要な産業・物流拠点の有する工業集積地について、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害を軽減するため、事前に被災後の復興まちづくりを計画することの必要性について明記します。

○事務局 次に、第5回の専門委員会でいただいた御意見について、現行区域マスをを用いてその方針等を御説明します。

いただきました御意見は、防災都市づくりにおける道の駅の位置づけ、事前復興まちづくりにおける被害想定に関する方針についてです。

該当箇所としましては、第4章第5節と巻末資料になります。

まず、防災都市づくりにおける道の駅の位置づけについてです。「近年、防災道の駅など、道の駅の防災拠点としての機能が重要視されていることから、広域的な観点での道の駅の

配置方針や整備方針を区域マスに位置づけることが望ましい」との御意見をいただきました。

道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域振興に寄与することを目的に、24 時間無料で利用できるトイレ等の休憩機能や、道路情報等の情報発信機能、観光レクリエーション施設等の地域連携機能を有した施設で、災害時には防災機能を発現します。その中でも、「道の駅都城N i Q L L」や「道の駅北川はゆま」のような防災道の駅に選定されると、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を受けることができます。

いただいた御意見に対して、まず、現行区域マスにおける記載内容の確認を行いました。現行区域マスにおいては、第 4 章第 5 節の防災都市づくりに関する方針において、道の駅を含めた防災拠点の整備方針として、地域防災計画等と整合を図りながら機能強化を推進すること、施設の配置方針として、災害発生箇所や災害の種類、規模によって適切に配置し、円滑な災害対策活動を推進することを記載しています。

次に、関連する他計画での道の駅の位置づけの確認を行いました。

宮崎県地域防災計画では、現在県内にある 19 の道の駅全てが道路空間を利用した防災拠点に位置づけられており、第 2 章第 1 節第 1 款の道路等交通関係施設の整備と管理に関する項目において、道路等の公共施設は、災害時の被害を最小限にとどめるための安全性の確保や、被害軽減のための施策を実施する必要があるとされており、道の駅においても防災機能の強化に努めるよう記載されています。

また、宮崎県新広域道路交通計画においても、道の駅を防災拠点化し、防災機能強化を図る旨記載されています。

事務局としましては、県内の道の駅の半数以上が都市計画区域外に位置していることや、区域マスはまちづくりの基本方針を定めるものであること、道の駅に関する詳細な事項は、地域防災計画や新広域道路交通計画等他計画にて既に位置づけられていることを考慮し、区域マスにおける道の駅に関する位置づけは、現行内容で十分であると考えことから、変更は行わないこととし、今後も、地域防災計画等他計画と連携しながら、道の駅を含めた防災拠点の配置・整備を行うこととします。

次に、事前復興まちづくりにおける被害想定についてです。

宮崎県において想定される甚大な被害について、沿岸部の南海トラフ巨大地震や河川の氾濫だけではなく、新燃岳等の火山による被害も記載してほしいとの御意見をいただきま

した。

現行の北諸県圏域、西諸県圏域の区域マスでは、第2章第2節の圏域における都市づくりの基本方向において、圏域の課題として、霧島山系による火山災害などに対して被害を防止・軽減するために、災害リスクの分析・評価などに基づいた災害に強い都市づくりが求められることを記載しています。

現行区域マスの記載を踏まえて、今回、巻末資料として追加する事前復興まちづくりにおいても、背景部分の、本県において甚大な被害が想定される災害として、霧島山系による火山災害を明記します。

都市計画区域マスタープランの改定素案についての説明は、以上となります。

○出口会長 ありがとうございました。

では、説明いただきました内容について今から議論を開始したいと思います。最初スライド40ページまでの部分を議論していただいて、その後、それ以降の部分、そしてまた全体があれば全体のほうを議論していただきたいと思います。前半のスライド40ページまでについて御意見や御質問等をよろしく願います。

○B委員 宮崎大学のBです。私は河川工学が専門で、今回議題に上がっている流域治水に関して特にコメントを求められているかなと思い、お話しさせていただきたいと思います。

流域治水という考え方自体、河川流域を一つの単位とみなして、上流側も含めて大きく考えて、そこで水の流れをゆっくり川に流したり浸透させることで、降雨ピーク時に水をゆっくり流すことで下流側の治水安全度を高めることを求めているものです。

その中で、今回、区域マスの中で議論されているのが、要するに都市域、人口密度の比較的高いエリアのほうだけでの議論といいますか、主にそこに着目して議論が交わされることになっていきますが、これでは本当の意味での流域治水にならないのではないかと。この絵を見ていただいて分かるように、上流域との連携というか、自治体の区分を超えての協力が必要になってきます。今の改定ではそこまで見えないところがあるというふうに感じている次第です。

○出口会長 ありがとうございます。

嶋本委員長が御到着ですので、専門委員会のほうで議論したことを教えていただいて、その後、今、B委員からありましたことについて、事務局等も含めてコメントを返していただければと思います。よろしく願います。

○嶋本委員長 宮崎大学の嶋本です。今日は授業のため少し遅れて申し訳ございません。

ただいまの事務局からの説明にもありましたが、私を含め7名の委員から成る専門委員会において、昨年6月、今年2月、7月、計3回の専門委員会を開催し、今回の区域マスタープランの改定素案について調査検討を行ってまいりました。

庁内検討や関係市町の御意見を踏まえて、それぞれの委員の専門的な立場から意見を頂戴しまして、幅広い視点に立った調査検討が行われたものと考えております。

簡単に振り返りますと、2月の専門委員会におきましては、事務局からの改定方針に対しまして、主に2点の意見がありました。それを事務局にて区域マスの素案へ反映を検討していただきました。

まず1点目ですが、気候変動に伴う緑地の保全の在り方については、公園や緑地の有する気候変動における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に置きまして、公園や緑地の適切な在り方を総合的に検討していくことを反映していただいたと考えております。

2点目の事前復興まちづくりにおける産業の観点につきましては、防災都市づくりに関する土地利用についての考え方を説明していくことを明記したほか、地域経済の中核を担う工業集積地について、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害を軽減するため、事前復興まちづくり計画を検討することの必要性について反映していただいております。

7月の専門委員会におきましては、先ほど事務局から説明がありましたが、事務局側の素案に対して、主に2点の意見がありました。

まず、事務局にて検討していただいた結果、1点目の防災都市づくりにおける道の駅の位置づけにつきましては、先ほど説明がありましたが、道路関係の他の計画等についても確認を行っていただいた上で、現行区域マスの記載内容から変更はございませんが、今後とも他関係計画と連携しながら、道の駅を含む防災拠点の配置・整備を行うということだったかと思えます。

2点目の事前復興まちづくりにおける被害想定につきましては、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫に加え、県西部において想定される火山災害を反映していただいております。

以上ですけれども、専門委員会としましては、各分野の委員からの専門的知見を基にした意見をいただき、区域マス素案への検討・反映を通して、十分に議論を尽くすことができたと考えております。

事務局の説明に関して、専門委員会からの意見としては以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。2回議論をしていただいて、事務局のほうとのやりとりで今日に至っているということです。ありがとうございました。

では、先ほどのB委員からの流域治水との関係性について、事務局のほうからコメントをいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○**事務局** 先ほどのB委員からの御意見に関してですけれども、まず、一つの河川で考えたときに、流域のあらゆる関係者が集ってできるところ、例えば行政や住民ができるところを皆さんで考えていくという流域治水プロジェクトがあつて、今、河川ごとに流域治水協議会というのを設置して検討されていることと思います。当然その協議会の中には都市部局も参加して検討をしてきているところではあります。今のところ、区域マスについては都市計画の基本的な方向性を示すものというところもあつて、流域治水の取組自体は、都市計画区域内外関係なく関係者が協働して治水対策を行うというところにとどまっているところもあります。

それと、流域治水の取組の中で、例えば下流側のために上流側、これは都市計画区域外を含んでの話ですけれども、治水対策を行うこともあるというところで、先ほど御説明の中でも少し触れましたが、貯留機能保全区域の指定というのが特定都市河川の指定の後に出てくるかと思います。貯留機能保全区域に指定されると、その土地の免税措置、固定資産税を指定後3年間条例で定める割合にできるという制度もございます。

結論としては、今、都市計画区域マスタープランに、上流域との連携というところを具体的に書けていないところはあると思いますが、他部局が行う貯留機能保全区域の指定などで補うというわけではないですが、上流域との連携を図っていく必要があるのかなと思っております。区域マスに上流域との連携をどこまで書くかということにつきましては、事務局のほうで検討させていただければと思っております。以上です。

○**出口会長** ありがとうございます。委員、いかがですか。

○**B委員** 御回答ありがとうございました。この絵のそのままを拾うと、貯留機能保全区域というのが浸水想定区域内に入るので、これはいわゆる専門用語で言えば、皆さんも御存じかもしれないですけれども、内水氾濫対策的な、都市域のエリアに降った雨をいかに川に速やかに排水するかということに主眼を置いているような貯留機能なのかなという印象を受けます。今考えられている流域治水というのは、むしろそれより上から来た、この絵でいえば青いラインに乗ってきた水があふれて出ていく。それを抑え込もうというのが流域治水の大きな考え方にもなってくるので、それをコントロールするという意味での地

域間連携ということをイメージしていただけるといいのかなと思っています。

これは私の勝手な意見ですが、先ほどお話ししたように、地域間連携というものを分かりやすくするために、6ページの都市計画区域のマップの上にオーバーレイさせる形で、各エリアがどういう形で河川流域としてそれ以外のところとつながっているのかという。この図では、河川の流域というものがユニットとして見えない形になっているので、どういう形で関わっているのかというのが見えるようになると、そういうところが分かりやすくなるのかなという印象を私は持っております。

○出口会長 ありがとうございます。ここの図でいえば、例えば高千穂町の都市計画区域と日向延岡との関係、五ヶ瀬川でつながっているわけでしょうから、そことの関係をどのように都市計画区域マスタープランの中で表現するか、あるいは連携するかということかと思いますので、検討をよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。C委員、関係すると思いますが。

○C委員 B委員の質問と関連して、流域治水についてです。特定都市河川の指定というところで、国交省としてもこれは重要な施策だと思っております、33ページで追加いただけるということはあるがたいと思っております。

ただ、私も、特定都市河川への理解促進を各市町村に働きかけているところですが、理解を得るのになかなか時間がかかりそうだなというのがあると思います。県内でも指定はまだ進んでいないという認識はあります。

その中で、各市町村の区域を見たときに、最初に何をするかといったときの例示が「特定都市河川の指定」だけだと、少しフリーズしてしまうこともあるのではないかと思います。先ほどの貯留機能というのは本当に必要だと思っているので、30ページの流域治水の取組事項の下から3行目にある雨水貯留浸透施設をつけたり、こういう事例も高鍋町やいろんなところであり、宮崎市内でも公園の地盤高を下げて水をためたり、そういうことがあるので、できることをイメージしてもらう部分で、33ページに記載の「特定都市河川の指定」だけではなく、各地域が都市計画を立てる上でこういう観点に気をつけなければいけないという、例えば雨水貯留機能とか、そういうものがイメージできるほうが各市町村も分かりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局 委員のおっしゃるとおり、特定都市河川の指定は、流域が広ければ広いほど、上流域が広いほど、まとまるのはなかなか時間がかかるという実態も見聞きしております。今、「特定都市河川の指定」というダイレクトな表現になっておりますので、おっしゃると

おり、雨水貯留浸透施設の整備とか、市町村が取り組みやすいような表現の追記なりを検討したいと思います。以上です。

○出口会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○D委員 県議会のDです。2つお伺いしたいのですが、区域マスタープランの改定に当たって、上位計画である県の総合計画や方針というものの、特に総合計画は、アクションプランが来年度、改定の時期に入ってくると思いますが、区域マスタープラン自体、今後、改定の見通しがあるのかどうかというのが1点。

もう1点が、各市町のマスタープランへの反映や計画への反映をどのようなスケジュール感を持って考えているか。宮崎市は恐らく今年の3月に都市マス进行改定していたと思います。そういう状況の中で、今回こちらを改定したところで、次に市町の都市マスが改定されるのに反映できるのはかなり先になる。そういう現実の中で、この計画をつくって終わりにはなってほしくないので、どのように市町のマスタープランに反映させていくかという計画や見通しをお考えであれば、そのあたりを教えてください。

○出口会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 まず1点目の上位計画、例えば総合計画や基本方針のお話だったかと思いますが、都市計画に関する基本方針についてはマスタープランの上位計画になっております。平成29年に策定をされているところです。マスタープラン自体は、これまで5年に一度の改定をやっているところです。なぜ5年に1回かというと、都市計画に関する基礎調査というものを、人口等を調査する国勢調査の結果を踏まえて分析や調査をしているというところもございまして、これまでマスタープランは5年に1回の改定をしております。

今後の見通しですけれども、総合計画も改定され、また令和7年に国勢調査もやるということもありまして、そういう基礎調査の実施状況や分析状況を踏まえて、5年後にまた改定をするかどうかというところは検討していくところかと思っております。

2点目の市町のマスタープランの改定につきましては、例えば宮崎市は今年の3月に改定をしたばかりというところです。実際は、県が策定して翌年に市町が一斉に改定をするのかというと、そういうタイミングではなかなかうちも強制ができないところもございまして。毎年、市町と意見交換やヒアリングをさせていただく中で、県のマスタープランの改定のスケジュールとか、市町のマスタープランの改定の予定は聞き取りを随時させていただいているところです。市町によっては長年改定をしていなかったり、分析をしていない

自治体もございます。宮崎市は結構頻繁に改定をされていると思いますが、そこは小まめにヒアリング等を行いながら、県としましては、市町のマスタープランについても、県のマスタープランに即した形で改定が行われるように促していくというところにとどまっているところでございます。以上です。

○出口会長 よろしいでしょうか。それぞれ市町のほうでもスケジュール感あるいは予算や人的なこともあるかもしれませんが、一気にはいかないという現状だそうです。よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから1点お願いしたいのですが、先ほど熊本の事例が緑地のほうでありましたが、専門委員会のほうで議論があったかどうか教えていただきたいのです。私も行くチャンスがあって見せていただいたのですが、この事例は、ある意味でミティゲーションなのかなと。もちろん建築のほうですと景観的なものもあるでしょうし、バスターミナルのこととかいろいろなことを熊本の皆さんは研究されながらやられていると思いますが、このミティゲーションの概念というのは、もし緑が減ればその部分だけ量的なものを足す、あるいは質的に景観とかいろいろなものがあると思いますが、その議論はどうだったのか。多分、都市の緑地が減ってしまうチャンスは今からも起こってしまうだろうけれども、それに対して代償措置で緑地を増やすというミティゲーションの概念というのは何か議論されたのでしょうか。逆にないとするれば、どこかでそういうキーワードをもう一遍検討していただいて何かつけ加えていただくと、減少したときに足し、それをどこか別の場所でも足すという、そういう具体的な行為が計画の中で出てくるのかなと思います。あったかないかということと、今後のことを簡単に結構ですのでよろしくお願いいたします。

事務局のほうでよろしいと思います。嶋本委員長からもしあればまた補足をお願いしたいと思います。

○事務局 マスタープランの改定の前に市町といろいろ協議をさせていただく機会が結構ありますが、今、宮崎県内でいうと、都市部の都市公園や緑地を一部廃止して何かの施設をつくるという動きが、昨年ぐらいから何件か相談があって、実際に廃止をしているところもございます。県としましては、施設をつくるために全てを廃止するなどは言いませんが、都市内の緑地は、それが出来上がるまでに結構年数もかかっているし、住民の皆さんの憩いの場にもなっている。都市緑地法の改正を踏まえると、やはり緑地がもたらす効果は大きいのではないかと。むやみやたらに都市内の公園を潰していろんな施設をつくると

いう動きは、あまりよろしくないのかなと考えております。

市町との協議の中では、潰すのであれば、例えば住民1人当たりの緑地の面積は目標値があつて、それを守りましょうとか、その場所は潰れるかもしれないけれども、代替地を見つけるとか新たに整備するとか、そういうことをちゃんと検討しましょうという指導といますか、お話はさせていただいているところです。

今回のマスタープランの中でも、都市計画決定を打つ、変更する段階で、緑地の確保に関してはこちらで考えましょう、という文章を追記させていただいているところでございます。

事務局としては以上です。

○出口会長 具体的な行動に出やすいキーワード、「ミティゲーション(代償措置)」みたいなものがもしありましたら、チャンスがありましたら検討をよろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○E委員 県議会議員のEです。ここで質問していいのか分からなくて、区域区分のところで質問ができるなら次のところで質問させていただこうと思っていたのですが、区域区分のところで質問できるんですか。

○出口会長 はい。

○E委員 後のほうで質問したほうがいいかなと思うので、分かりました。

○出口会長 では、前半部分はいかがでしょう。休みの後にありました部分でいかがでしょう。事前復興まちづくりのところに入っても大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

では、すみません、私から引き続き。スライドの43ページ、下のほうの緑の枠内の2行目、「立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や市町、県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画」というときに、企業もそれぞれの会社等で、もし災害があったら早急に事業を再開したいという計画を立てているのではないかなと思うので、多様な主体の中に「企業」というのもキーワードで明示してはいかがでしょうという意見です。いかがでしょうか。

○事務局 追記のほうを検討したいと思います。今いろいろ調べていますが、企業版BCPを策定している企業数も調べた結果、半数以上が策定していない。事前復興まちづくりを考える上で、住民の住居をどうするかということも大事ですけども、企業の意向、そのまちに残って経営を続けるのかどうかということも話し合うきっかけにしたいという

ところもありますので、こちらについては追記を検討します。

○**出口会長** よろしく願いいたします。ほかにございませんでしょうか。

では、時間もありますので、次の区域区分のほうに入って、もしその中で議論がありましたらまた前に戻っても結構ですので、事務局のほう、説明を続けてください。よろしく願いいたします。

○**事務局** 最後に、区域区分（線引き制度）の設定方針について御説明いたします。

初めに、区域区分について改めて御説明いたします。

区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度です。その目的は、無秩序な市街地拡大の防止、計画的な市街地拡大による効率的な公共投資の実現です。スライドには一般的な都市のイメージ図を示しておりますが、赤線が市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分線となっておりまして、線の内側が市街化区域、線の外側が市街化調整区域となります。市街化区域は、現時点で市街化している区域のほか、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、生活に必要な施設を整備するための開発エリアを指定しております。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、原則、開発行為を禁止し、開発行為を許可制とすることで乱開発を防ぐとともに、農地や郊外部の緑地等、自然環境の保全を優先的に行う区域です。宮崎県で適用しているのは、宮崎広域と日向延岡の2つの都市計画区域になります。

参考に、区域区分を適用しない都市計画区域について御説明します。

一番外側の黒線が都市計画区域境界としたときに、区域区分を適用した場合に、市街化区域としていた箇所は用途地域といい、赤線で囲まれた部分で、市街化区域と同様な扱いになります。一方、市街化調整区域としていた箇所は、用途地域外となります。市街化調整区域とは異なり、原則、開発行為は禁止されません。

区域区分の有無の判断については、まず、3つの項目について検証します。

1番目に、市街化区域、用途地域内のいわゆる市街地で、一定水準以上の人口密度があるか検証します。一定水準以上の人口密度とは、国の示す都市計画運用指針にて、土地利用密度の低い地域においても、1ヘクタール当たり60人以上を基本とすることが望ましいとされていることを考慮し、1ヘクタール当たり60人以上を評価基準としております。1ヘクタール当たり60人以上の人口密度である場合、市街地が郊外側へ広がろうとする動きがあると考えられます。

2番目に、将来の推計人口を適切に市街地の中に収容できるか検証します。将来の市街

地の推計人口が、将来の市街地の中に適切な人口密度で収まり切らない場合は、市街地拡散の可能性があると考えられます。

3 番目に、将来の土地需要を検証します。基準年から目標年にかけて世帯数が増加するか、もしくは将来の商業においては商品販売額、工業においては製造品出荷額が現行に比べ増加するかどうか。増加する場合は、開発圧力が高く、市街地拡散の可能性があると考えられます。

この3項目に該当する都市は、市街地が広がろうとする状況にあると見込まれ、拡大させる市街地の規模を計画的に調整する必要があることから、区域区分を適用することを検討します。

また、先ほど説明した3項目のほか、人口集中地区（D I D地区）の有無、市街地での建築活動の動向、市街地外の農地転用の動向により、市街地の規模の状況、市街地・郊外部での開発動向を検証し、これらの結果を区域区分の判断材料とします。

それでは、都市計画区域ごとの区域区分の有無の判断について御説明します。

まず、宮崎広域都市計画区域です。宮崎広域都市計画区域は、現行市街地において人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えております。また、目標年である令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まりますが、世帯数や商品販売額、製造品出荷額の推移から、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断されます。このため、一定の市街地拡大圧力を有していると判断されるため、引き続き区域区分を適用することとします。

次に、日向延岡新産業都市計画区域です。日向延岡新産業都市計画区域においても、人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えております。また、目標年である令和12年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まりますが、世帯数や製造品出荷額の推移から、市街地拡大に対する一定の圧力があると判断されます。このため、一定の市街地拡大圧力を有していると判断されるため、宮崎広域都市計画区域と同様に、引き続き区域区分を適用することとします。

最後に、宮崎広域、日向延岡新産業以外の都市計画区域についてです。人口密度が1ヘクタール当たり60人を下回り、市街地拡大圧力は低いと判断されます。また、市街地における人口集中地区の有無、建築活動の動向、市街地外における農地転用の動向、市街地拡大の抑制や良好な市街地形成のための各種制度等による土地利用規制を図ることを踏まえ、市街化区域を設定し得る規模、密度ではないと判断されます。このため、宮崎広域、日向

延岡新産業以外の都市計画区域においては、区域区分を適用しないこととします。

これまで御説明したとおり、宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き区域区分を維持することとします。また、その他の都市計画区域についても、引き続き区域区分を設定しない方針とします。この方針については、現在、国土交通省や農林水産省との協議を並行して行っているところです。

以上が、都市計画審議会における都市計画区域マスタープランの改定素案についての事務局からの説明となります。

○出口会長 ありがとうございます。区域区分に関する説明をいただきました。

では、委員から質問や御意見等をお願いいたします。まず、E委員。

○E委員 先ほどは失礼いたしました。県議会議員のEと申します。

今の御説明の中で、特に55ページのところです。日向延岡新産業都市計画区域、宮崎広域もですけれども、今現在、先ほどD委員のほうからもありましたが、2040年の長期ビジョンに沿って力強い産業を育てていきたいと思います。魅力ある仕事をどんどんつくって人口減少を防ぐ、流出を防ぐということで、力強く宮崎県も前に進めているところだと思います。物価高騰等の影響もある中でそれぞれの産業が頑張っているところで、私たち県議会としても、物流ネットワークや交通インフラの整備をどんどん進めてまちを育てていかなければいけないという視点で、いろんなことを考えて活動しているところです。

例えば、私は延岡市選出なので、いろいろな御要望や相談を受ける中で考えていることがあります。防災のお話も先ほどありましたけれども、沿岸部に工業地帯がある関係で延岡のいろんな企業が山間部のほうに移転したいというお声もありますが、なかなか土地がなく、延岡市内では立地できる場所を見つけ切れないという御相談が今増えているように感じております。

そこでいつもネックになるのが調整区域です。例えば都城などは、農振除外で都城市がどんどん計画を上げながら、この5年間でも300件くらいの立地が確か進んでいると思います。工業団地も12団地できている中で、延岡では工業団地はまだ2つしかできていない。調整区域の縛りがなければもっと進むような話なのですが、区域区分がネックになって進まないところが多々あるということを感じております。調整区域の区分適用が臨機応変にというか、もう少し緩やかにならないかなと考えています。都市力を強化していくに当たってももう少し柔軟に考えていただけないか。それは防災ということも併せて考えられることではないかと思いますが、この辺の縛りが——法律にのっとってあるのでし

ようが——もう少し柔軟にならないかなと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○出口会長 ありがとうございます。今の議論も大事な議論だと思いますが、嶋本委員長、区域区分について、専門委員会の状況をよろしく願いいたします。

○嶋本委員長 では、事務局からの説明に少しだけ補足させていただきます。

まず、その経緯について補足させていただきますと、2月の専門委員会では、区域区分の要否の判断材料となる、最新の都市計画基礎調査結果として、都市計画区域内の人口、土地・建物の利用動向や産業の現状分析について報告していただきました。

線引き都市計画区域内の市街化区域には約7割から9割の人口が居住しておりまして、徐々に人口が集約している傾向が見られるということでした。非線引き都市計画区域内の用途地域内には約6割の人口が居住していますが、一部では用途地域外の人口が増加している傾向が見られるほか、平成22年以降、特に用途地域外の農地転用の件数・面積が増加している傾向が見られるために、コンパクトシティの観点からも、区域区分制度、いわゆる線引き制度が有効に機能しているのではないかと考察したところです。

7月の専門委員会では、6圏域それぞれについて、市街地の規模の状況、市街地・郊外部での開発動向の検証結果を報告していただきました。

現行市街地の人口密度や世帯数、商品販売額等の推移から、宮崎広域及び日向延岡新産業都市計画区域については、市街地拡大に対する一定の圧力があって、現状のまま区域区分を維持することとしております。

また、その他の都市計画区域については、市街化区域を設定し得る規模、密度ではないと判断されることから、現状のまま区域区分の設定は行わないこととしております。

事務局側の調査結果・判断につきましては、無秩序な乱開発を防ぎ、計画的に市街化を図るために、専門委員会では妥当であるという判断になりました。そのときに防災の観点からの議論は特になかったということだったと思います。

今回の区域マスタープランの改定素案全体については、専門委員会としましては、都市の将来像を示す計画として、宮崎の地域の特性や現在の社会情勢を反映させる検討ができたと考えております。

専門委員会からの報告は以上です。

○出口会長 ありがとうございました。

E委員から御意見がありました件は、今、嶋本委員長が言われた中に「乱開発」というキーワードがあったかと思いますが、そこを防止するといいますか、都市のインフラの整

備とか、乱開発ではない部分については都市計画の中でも検討ができると思います。そこも含めて、区域区分の在り方というのを事務局のほうから説明してお答えしていただければと思いますので、よろしくお願いします。E委員のほうは、工業系が特に困っているということのお話でした。よろしくお願いいたします。

○事務局 まず、今回の区域マスタープランの改定で、線引きをどうするかというところをお示ししていますが、実際に、例えば即地的に今、市街化調整区域であるところを市街化区域にすることにつきましては、別途この審議会にお諮りをして変更するという手続が必要になってきます。今回マスタープランでお示ししているのは、あくまでも圏域ごとの都市計画区域、線引きをどうしていくかという方向性を示しているということです。まずそれが1点目。

確かに、乱開発を防ぐ——今、市街化調整区域であるところは、当然、農地が広がっていたり、都市部ではない、要は都市計画区域内のきれいに整った農地があるわけで、そこを侵してよいのかというところではない。ただ、工業用地は足りないところもあるということで、まず、線引きを廃止するとか市街化調整区域を見直すというところにつきましては、県だけで判断ができないというか、国との協議も当然必要になってきます。柔軟にできないというところはそういうところです。国との協議が必要で、あと、地元の市町の意向も踏まえる必要があると。

なぜかという、調整区域を外す、線引きを廃止することになれば、今、農地が広がっているところに家が建ってくるわけです。建物が建つということは、インフラを追加で整備していかないといけない。それを誰が負担するのかというところも十分に議論していく必要があると考えています。そういうことから、市町の意向を十分に踏まえた上で、本当に線引きを廃止するのかというところは、十分な議論が必要かと考えております。

委員がおっしゃった工業系の立地に関しては、今、沿岸部は、津波が来る、立地できるところがなかなかないという問題もありますので、そちらについては、例えば工業団地を新たに作るのか、市町ごとにいろんな動きがあろうかと思います。そこについては市街化調整区域でも地区計画を打つという手もありますので、そちらについては地元の市町と十分に検討した上で、どういう方策を取っていくかというところは検討していきたいと考えているところです。以上です。

○出口会長 ありがとうございます。E委員、よろしいでしょうか。特に工業系については、今の説明のように、まずは検討、計画してからということで、大きくはここにありま

すように、区域区分は必要ではないかという方針でございますので、よろしく願います。

○E委員 今のお答えで、市町村の計画がしっかりと上がってくれば、県と国でもしっかり議論と検討の余地はあるということに私は理解しました。一番大事なのは市町村のしっかりした計画が上がってくることだと理解したのですが、よろしいですか。

○出口会長 先ほど事務局からありましたように、基本的には区域区分はこの素案のように適用したいという方針で、例えば今の委員の御意見のように特に工業系が足りないということであれば、工業団地等、市街化調整区域の中でも整合して整備ができる制度があるわけですから、それを検討することがまずそれぞれの方針で必要ではないか。それも例えば延岡市の都市マス側はこの区域マスタープランに即していることが必要ですから、その制度の中で運用を考えるということになるかと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかに区域区分の部分ではございませんでしょうか。もし、前半で御意見、質問等がありましたら、全体を通してできればと思いますので、いかがでしょうか。

○B委員 私は都市計画の委員会とかに出るのは初めてで、都市計画の話をするなんていうのは、学生時代に都市計画の授業を受けて 30 年ぶりぐらいの話になるので、どういうふうな話し方をしているか分からないのですが、今日は期せずしてというか、桑畑部長がお話を最初にされたときに、人口減少の問題を挙げられていたと思います。今ここでお話しされている区域区分というのは、私が 30 年前に授業を受けた頃の、人口増加を前提とした、その圧をどう抑えるか、計画していくかということで作られた手段というふうに私は認識していますが、フェーズが変わっているわけです。人口減少していく中で、これが都市計画という分野の中でどう議論されているのかというのは、私もコンパクトシティとかそういう話はよく聞きますけれども、ここで議論している区域区分という話とは別の考え方が必要になってくるのかなというのは何となく分かりますが、今後、このマスタープランの中に人口減少に抗していくような方策を取り込んでいこうというものが、これは国の計画になってくるのかもしれませんが、具体的にあるのかないのかというのを教えてください。

○出口会長 根本的な話だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 非常に難しい質問というか、先ほどもちょっとお話がありましたが、人口減少に切り替わっていく中で、人口増の時代につくられた線引き制度をずっと続けていくのか

という議論は多分いろんなところでされている。ただ、先ほどコンパクトシティというお話がありましたけれども、今の市街化区域もまばらになってきつつある中で、やはりコンパクト・プラス・ネットワークという考え方に重きを置いて、市町においても立地適正化計画をつくって、市街化区域の中でもよりコンパクトに誘導をしていきたいと思います。要は、今住宅が建っているところを無理やり市街化区域から外すということとはできない。私権を伴うところもありますので、緩やかな誘導をしていきたいと思いますということで、都市計画の基本方針にもコンパクトなまちづくりということをうたわせていただいているところです。それ以上に今後踏み込んでいくかということについては、今、答えはないのですが、緩やかな誘導をしていくということが今のところの方策かなと考えています。

○出口会長 なかなか悩ましい問題で、特に都市インフラが老朽化して、下水道の問題が最近大きく問題になりましたが、先ほど話したように、戦後 80 年くらいで、大きく整備してきたものが更新時期やいろいろな時期に入っているのではないかと思いますので、そういう制約があって、生活、産業等を整備していた中を、更新時期が来て非常に困っているというのが現状ではないかと思います。C 委員、全体の国の流れとかも紹介していただければありがたいと思います。

○C 委員 先ほど事務局が言われたのがほとんど答えなのかなと私も思っております。誘導区域とかも設定していて、今、国のほうでは立地適正化計画というのを進めておりまして、コンパクト・プラス・ネットワークというところで、立地適正化で人が住んでもらう住居地域というのを、少し狭めじゃないですけど密集させる。あとは、拠点、拠点をつかってそこをどうつなぐかということに今重きを置いている。立地適正化計画があって、それとこの都市計画も将来的にはすり合わせていくのかなと思っております。人口減少下の中で今までどおりの範囲で人口が薄くなっていくと、都市インフラのメンテナンスにかかる費用も支えることができなくなっていくので、やっぱりコンパクト。ただ、拠点、拠点はしっかりとつないでいこうという考えを国の方針としては持っております。

○出口会長 ありがとうございます。今からの都市計画というのは難しい部分があるかと思しますので、知恵と、それぞれうまく進めていくことが必要かと思います。

ほかに御質問、御意見等はないでしょうか。

スケジュールを見せていただけますか。今日の都市計画審議会では報告をいただいて御意見をいただきましたので、次にパブコメ、公聴会、それから原案というふうに進みます。今日はいろんな視点から議論をいただきましてありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より連絡事項がございます。次回の第 159 回宮崎県都市計画審議会の日程でございますが、今年の 12 月頃を予定しております。委員の皆様には後日日程の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 158 回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 4 時 54 分閉会